

答 申

諮問第13号

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し平成26年5月7日付け技第168号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

本件異議申立てに至る経過は、以下のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成26年4月18日付けで「請求者（被害者）が平成26年1月10日付けで和歌山県技術調査課に裏づけとなる証拠と共に提出した和歌山県東牟婁郡那智勝浦町内の個人の事業者による建設業法第3条1項違反の無許可営業と同法第19条違反の請負契約書の不交付、及び浄化槽法第5条1項違反の無資格により浄化槽を設置した事業者に対する苦情申立書（書証は必要ない。）とその苦情に対して県として被害者（発注者）にどのような救済が為され、またこのようなことが二度と起こらないようにするため、違反者に対してどのような対応が為されているのかが分かる請求者（被害者）の苦情申立てに係るすべての情報（本件和歌山県技術調査課責任者氏名・役職の情報も含む。）」と記載された保有個人情報の開示請求を行った。

備考として、文中「和歌山県技術調査課」とあるのは、実施機関の担当部署のことである。

2 本件処分

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を「あなたが技術調査課に提出した平成26年1月10日付け苦情申立書に対する技術調査課の対応に関する公文書」とし、条例第18条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）、第3号（法人等情報）、

及び第7号（評価等情報）に該当するため、平成26年5月7日付けで本件処分を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年5月23日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定の個人を識別できる情報のみを非開示とし、それ以外の情報については、非開示とする理由がないため開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

なお、異議申立人は、審議会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

（1）条例第18条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）について、特定の個人が識別される情報のみを黒塗りにすべきである。

（2）和歌山県東牟婁郡那智勝浦町内の個人事業者（以下、「本件事業者」という。）印について、実施機関は、開示することにより、法人等の正当な利益等を害するものであり、条例第18条第3号（法人等情報）に該当するとしているが、建設業法や浄化槽法に違反している無許可及び無資格の本件事業者に正当な利益等は存しない。よって、条例第18条第3号（法人等情報）に該当しない。

（3）本件事業者から実施機関へ寄せられた、異議申立人に対する主観的な評価の部分（以下、「主観的な評価の部分」という。）について、実施機関は、開示することにより、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあり、条例第18条第7号

(評価等情報)に該当するとしているが、実施機関と本件事業者の関係において信頼関係などは存しない。また、異議申立人と本件事業者の関係において、既に信頼関係は損なわれている。よって、条例第18条第7号(評価等情報)に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報部分開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

1 事務の流れについて

本件事務の流れは、以下のとおりである。

- (1) 異議申立人から、本件事業者が建設業法、浄化槽法に違反しているため、その違反の是正を図る内容の苦情申立書が届いた。
- (2) 実施機関は、異議申立人からの苦情申立てに基づき、本件事業者に対し立入調査を実施し、また、本立入調査の復命を行った。
- (3) 調査の結果を踏まえ、本件事業者に対し行政指導を実施した。
- (4) 本件事業者は、行政指導の内容に十分な理解を示し、改善へ向かっている現状である。

2 行政指導の性質について

行政指導とは、その指導により求めた行為等について、相手方は法律上の義務を負うものではなく、実施機関と相手方との相互協力により、指導により求めた行為を実現させていく性質がある。

本件行政指導も同じように、実施機関と本件事業者の相互協力により行われているところである。加えて、行政指導に係る情報は、閲覧等には供しないものである。

3 本件処分について

実施機関は、本件開示請求対象を「あなたが技術調査課に提出した平成26年1月10日付け苦情申立書に対する技術調査課の対応に関する公文書」と特定し、非開示該当部分を以下のとおりとしたうえで、本件処分を行った。

- (1) 第三者の氏名等について、条例第18条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとした。
- (2) 本件事業者印について、開示することにより、法人等の正当な利益等を害するものであり、条例第18条第3号（法人等情報）に該当するとした。
- (3) 主観的な評価の部分について、開示することにより、実施機関と本件事業者、及び、異議申立人と本件事業者の関係性を損ない、以後に評価等を行うにおいて支障が生じること。併せて、本件事業者と異議申立人が係争中であることを考慮し、条例第18条第7号（評価等情報）に該当するとした。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1 非開示該当性について

(1) 条例第18条第2号該当性について

第三者の氏名等について、実施機関は、条例第18条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとしている。

このことについて、当審議会において、当該第三者の氏名等は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められ、条例第18条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当すると判断する。

(2) 条例第18条第3号該当性について

本件事業者印について、実施機関は、条例第18条第3号（法人等情報）に該当するとしている。

このことについて、当審議会は、本件事業者印は、開示請

求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、実施機関の判断は妥当であるとする。

一方、異議申立人は、建設業法や浄化槽法に違反している無許可及び無資格の本件事業者に正当な利益等は存しないと主張している。しかし、本件事業者に行政法規違反があったことによって直ちに、本件事業者の正当な利益が損なわれるものではなく、本件事業者の条例第18条第3号（法人等情報）における正当な利益の保護の必要性は認められ得るものである。

（3）条例第18条第7号該当性について

まず、実施機関が本件事業者へ行っている行政指導とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6項より、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」であり、行政指導を受けた本件事業者は、法律上の義務を負うものではない。よって、行政指導により求めた行為等を実現させるためには、実施機関と本件事業者の相互協力が必要であり、そこには信頼関係が当然に生じるものと認められる。

また、行政指導に係る相互協力のもとでは、実施機関と本件事業者の率直な意見交換等が、行政指導に関する事務の適正な遂行に必要であり、また、行政指導に関する一連の情報のうち、行政指導の相手方との信頼関係を著しく損なう情報等については、一般的に公知されないものである。

このことを踏まえると、主観的な評価の部分、換言すれば、行政指導の相手方からの率直な意見等に係る部分を開示することにより、実施機関と本件事業者との信頼関係が損なわれ、本件事業者から協力を得られない状況に陥り、相互協力

が必要な行政指導に関する事務の適正な遂行に支障が生じることが明らかである。

実施機関は、行政指導に関する事務の内、評価等に関するものと限定的に捉え、主観的な評価の部分を開示することは、以後に評価等を行うにおいて支障が生じるとして、条例第18条第7号（評価等情報）に該当させている。しかし、当該部分を開示すれば、評価等というよりは、行政指導に関する事務自体の適正な遂行に支障が生じると認められる。

よって、主観的な評価の部分は、限定的な評価等に関するものを対象とした条例第18条第7号（評価等情報）よりもむしろ、概括的な事務事業を対象とした同条第6号（事務事業情報）を該当させるべきである。しかし、条例第18条第6号（事務事業情報）及び第7号（評価等情報）の差異は、主に適用される対象の範囲であり、その性格は類するものである。また、条例第18条第7号（評価等情報）に代え同条第6号（事務事業情報）を該当させたとしても、非開示部分をさらに開示するということは認められない。このことより、主観的な評価の部分を条例第18条第7号（評価等情報）に該当するとした実施機関の判断は、結果として妥当である。

2 結論

以上により、当審議会は、本件処分に関し「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 6月 4日	○諮問（実施機関）

平成26年 6月25日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年 7月22日	○異議申立人から意見書を受理
平成26年 9月26日	○審議
平成26年10月31日	○実施機関からの説明及び意見聴取
平成26年11月28日	○審議
平成26年12月12日	○実施機関からの説明及び意見聴取
平成27年 1月23日	○審議
平成27年 2月27日	○審議
平成27年 3月19日	○審議
平成27年 4月17日	○審議